

資源物集積所及び資源物集積所カゴの継続使用について（素案）

宅地開発で設置された資源物集積所及び資源物集積所カゴ（以下「カゴ」という。）について、以下の条件を満たすものについて継続使用を承認する。

（条 件）

- 1 3軒以上でグループを組めるもの。
- 2 3方ブロック囲いもしくは敷地内にカゴが収められる場所を有している所。
- 3 私有地であること。
- 4 使用者全ての承認が得られること。
- 5 カゴを使用者全員で管理できること。
- 6 戸建て住宅であること。

（使用申請）

使用については資料4の資源物集積所継続使用依頼書を提出していただき、別紙に使用する者全員の署名捺印があること。

（カゴについて）

カゴについては継続使用するグループの人数により1回限り今まで集積所にあるサイズのカゴを譲渡する。基本の世帯数とカゴの数については次の表の通りとする。

世帯数	カゴの数
3世帯～15世帯	3 個
16世帯～25世帯	4 個
26世帯～35世帯	5 個
36世帯以上	10世帯増すごとに1個追加

（使用停止）

承認した後、以下のことが発覚した場合は使用を取り消す。

資源物集積所継続使用依頼書の1. 資源物集積所使用条件に当てはまらないとき。